

2023年9月14日  
出光興産株式会社

## 令和5年台風第13号により被災されたお客様に対する 電気料金等の特別措置について

令和5年台風第13号により被災されたお客様に、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域およびその周辺地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

### 1 適用対象（別紙）

令和5年台風第13号により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様。

災害救助法の対象となる市町村は別紙および内閣府ホームページにおいてご確認ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

### 2 特別措置の内容

#### ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2023年6月、7月、8月および9月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
高圧・特別高圧のお客様	2023年8月、9月、10月および11月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

#### イ 不適用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の翌月分から6ヶ月間に限り、免除いたします。

#### ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で2024年3月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を2024年3月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

## 工 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を2024年3月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

## オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2024年3月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

### ■お問合せ先

低圧のお客様

**出光興産「電気お客様センター」**  
☎0120-033-364（フリーダイヤル）  
※ガイドス6「その他」をお選びください  
【受付時間】9:00-17:30(12月29日~1月3日を除く)

高圧・特別高圧のお客様

**出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部**  
☎03-6870-6552  
【受付時間】9:00-17:30(土日祝日および年末年始・当社指定休日を除く)

■適用対象市町村名（9月14日時点）

▷東北電力管内

<災害救助法適用日：9月8日>

●災害救助法適用市町村（2市）

都道府県	市町村
福島県	いわき市、南相馬市

●隣接市町村（12市町村）

都道府県	市町村
福島県	相馬市、田村市、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡平田村、石川郡古殿町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡川内村、双葉郡浪江町、相馬郡飯舘村

▷東京電力管内

<災害救助法適用日：9月8日>

●災害救助法適用市町村（11市町村）

都道府県	市町村
茨城県	日立市、高萩市、北茨城市
千葉県	茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町

●隣接市町村（20市町村）

都道府県	市町村
茨城県	常陸太田市、那珂市、那珂郡東海村
千葉県	千葉市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、富津市、八街市、富里市、南房総市、いすみ市、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡長生村、長生郡白子町、安房郡鋸南町

以上